

令和8年度 滋賀県・市町 不動産合同公売

公 売 広 報

期日：令和8年10月15日（木）

場所：滋賀県庁北新館5階 5－B会議室

滋賀県大津市京町四丁目1－1

目 次

公売の概要	1
公売参加の手引	3
記載例	8
1. 入札書	
(1) 「入札書」(個人用)	9
(2) 「入札書」(法人用)	10
(3) 「入札書」(代理人あり)	11
2. 陳述書	
(1) 「陳述書(個人用)」	12
(2) 「陳述書(個人用)」(代理人あり)	13
(3) 「陳述書(法人用)」	14
(4) 「陳述書(法人用)」(代理人あり)	15
(5) 「陳述書(法人用) 別紙」	16
(6) 「陳述書別紙」(代理人あり)	17
(7) 「別紙」(代理人が法人)	18
3. 委任状	
(1) 委任状(代理人あり)	19
4. 公売保証金関係	
(1) 公売保証金の「返還請求書」	20
(2) 公売保証金の「返還請求書」(代理人あり)	21
(3) 公売保証金の「返還金領収証書」	22
(4) 公売保証金の「返還金領収証書」(代理人あり)	23
5. 共同入札する場合	
(1) 「共同入札代表者届出書」	24
(2) 「共同入札書」	25
様式	26
公売場所のご案内	34
公売財産一覧・明細(執行機関ごとに表示)	35
西部県税事務所(公売公告番号1-1 売却区分1)	35
中部県税事務所(公売公告番号1 売却区分1)	43
彦根市(公売公告番号1 売却区分1)	54
彦根市(公売公告番号2 売却区分2)	62
彦根市(公売公告番号2 売却区分3)	69
日野町(公売公告番号1-1 売却区分1)	76

公 売 の 概 要

令和8年度 滋賀県・市町 不動産合同公売

公売期日	令和8年10月15日（木）
公売場所	滋賀県庁北新館5階 5－B会議室 （滋賀県大津市京町四丁目1－1） 詳しくはP.34「公売場所のご案内」を参照ください。
公売方法	入札
開場および説明	開場：令和8年10月15日（木）午前 9時30分 公売に係る説明：令和8年10月15日（木）午前10時00分
入札期間	令和8年10月15日（木）午前10時30分から同11時00分まで ※午前10時50分以降は会場に入れません。
公売保証金納付期間	令和8年10月15日（木）午前10時30分から同10時50分まで
開札時刻	令和8年10月15日（木）午前11時00分
売却決定日時	令和8年11月5日（木）午前10時00分 ※売却決定の場所は執行機関によって異なりますので、公売公告等により確認してください。 ※売却決定日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定日時および買受代金の納付期限が変更されます。
買受代金納付期限	令和8年11月5日（木）午前11時30分 ※納付場所は執行機関によって異なりますので、公売公告等により確認してください。 ※売却決定日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定日時および買受代金の納付期限が変更されます。

- 注意事項
1. 公売財産の「見取図」は公簿等により作成しておりますので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認した上で入札してください。
 2. 掲載されている公売財産については、公売を中止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
 3. 入札開始時間の30分前までに公売場所に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。
 4. 公売参加資格、入札手続等については、3ページ以降の「公売参加の手引」および8ページ以降の「記載例」をご覧ください。
 5. その他詳細については、各執行機関へお問い合わせください。

- 持参品
1. 印鑑
 - ・認印でも可
 - ・代理人による入札の場合には代理人のもの
 2. 本人確認に関する証明書
 - ・例：マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート
 - ・代理人による入札の場合には代理人のもの
 - ・法人代表者の場合は、商業登記簿謄本等の代理権限を有することを証する書面
 3. 公売保証金
 - ※執行機関により納付に使用できる有価証券等の取扱いが異なりますので、事前に執行機関に確認してください。
 4. (営利法人または不動産業者等である個人) 収入印紙(200円)
 5. 7ページに記載の「あらかじめ公売物件ごとに準備・作成いただく書類」
 - ※法人の従業員の方が入札する場合、その従業員の方が代理人となるため、7ページの「2 買受を希望する者が代理人に入札させる場合」のうち、買受けを希望する者が法人で代理人が個人の場合に該当します。
 6. (代理人により入札される場合) 委任者の印鑑証明書(発行から3か月以内)
 7. 上記以外で執行機関が必要とする持参品
 - ※執行機関によりその他の持参品が必要な場合がありますので、必ず事前に確認してください。

入札に関するお問い合わせ先

滋賀県総務部税政課地方税徴収対策室

大津市京町4丁目1-1 電話：077-528-3226

公売物件に関するお問い合わせ先

各執行機関(公売財産の一覧・明細に記載)

公 売 参 加 の 手 引

公売参加資格	1. 公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。 ただし、執行機関から公売場所への入札等を制限されている者、滞納者自身および滞納者の意向に基づき入札に参加する者は公売に参加することができません（国税徴収法第 92 条および第 108 条）。また、暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出しなければ、入札をすることができません（国税徴収法第 99 条の 2）。 2. 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状（記載例 19 ページ、様式 32 ページ参照）および委任者の印鑑証明書（発行から 3 か月以内）を提出してください。なお、執行機関によっては受任者（代理人）の印鑑証明書も必要となる場合がありますので、必ず事前に各執行機関へご確認ください。 3. 共同入札をする場合は、共同入札代表者届出書（記載例 24 ページ、様式 33 ページ参照）を提出してください。
公売保証金	1. 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。 なお、公売保証金の金額については「公売財産一覧」の「公売保証金」の欄をご覧ください。 2. 公売保証金は、現金で納付してください。
入札	1. 公売財産は、公売公告番号、売却区分により公売します。入札書は、この区分により記載してください。 記載事項に誤りがある場合には、訂正せずに新しい入札書に書き直して入札してください。 なお、同一人が重複して 2 枚以上の入札書を提出した場合には、その入札書はいずれも無効になります。 2. 入札書に記載する住所および氏名は、住民基本台帳に記載されている住所および氏名を記載してください。法人の場合は、法人登記簿に記載されている本店所在地および商号を記載してください。 3. いったん入札した入札書は、引換え、変更または取消しをすることはできません。 4. 入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがあります。

開札	入札書は、入札者の面前で開札します。
最高価申込者の決定	1. 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。 2. 最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額である場合）は、これらの者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。 また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじにより最高価申込者を決定します。 なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、または、追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条により公売場所への入場、入札等を制限することがあります。
次順位買受申込者の決定	1. 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り、）で入札した者から、次順位による買受の申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。 なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじにより次順位買受申込者を決定します。 2. 次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買い受けの申込みを取り消した場合（「買受申込みの取消し」の項参照）、または、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「売却決定の取消し等」の項参照）に限り、公売財産を買い受けることができます。
買受申込みの取消し	公売財産の換価について、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第19条の7等参照）には、最高価申込者および次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は公売財産の買受申込みを取り消すことができます。
売却決定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。売却決定日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定日時および買受代金の納付期限が変更されます。 なお、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合等（「次順位買受申込者の決定」の項参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定の取消し等	1. 最高価申込者または次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや、暴力団員等であることが認められるとき、公売の実施を妨げる行為等があった場合等（国税徴収法第108条参照）には、これらの者に対する最高価申込者の決定または次順位買受申込者の決定を取り消します。 2. 売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納付しない時は、その売却決定を取り消します。 3. 売却決定に基づく買受代金の納付前に公売に係る地方税の完納の事実が証明された場合は、その売却決定を取り消します。
公売保証金の返還	1. 最高価申込者および次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。 なお、返還を受ける者が営業者（営利法人または不動産業者等である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収証書に収入印紙（200円）を貼付し消印する必要があります。 2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をしないことが確定した後）に返還します。 3. 最高価申込者または次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金はその公売に係る地方団体の徴収金に充当し、なお残余金があるときは、これを滞納者に交付します。 4. 国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、公売を執行する地方団体に帰属します。
権利移転の時期等	1. 公売財産の取得の時期は、買受代金の全額を納付したときとなります。 2. 公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転します。 したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、紛失等による損害は買受人が負担することになります。 3. 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。 買受人は、買受代金の納付の際に、登録免許税その他の費用を提出してください。 4. 上記にかかわらず、公売財産が農地である等、権利移転に許可または届出が必要な場合は、権利移転および危険負担の移転の時期は、当該許可または届出の受理があったときとなります。

権利移転手続	買受人は、買受代金納付後、所有権移転登記請求書に以下の書類等を添えて提出してください。 1. 売却決定通知書 2. 住民票または商業登記簿謄本もしくは資格証明書 3. 市町村役場発行の固定資産評価証明書 4. 登録免許税相当額の印紙または領収証書 5. 登記関係書類の郵送に要する郵送料
その他	滋賀県暴力団排除条例の規定により、買受人は買い受けた不動産が暴力団事務所等の用に供されることとなることを知りながら、当該不動産の譲渡または貸付けの契約を締結することはできません。 滋賀県暴力団排除条例（抜粋） （不動産の譲渡等をする者が講ずる措置） 第 17 条 何人も、自己が譲渡または貸付け（地上権の設定を含む。）（以下「譲渡等」という。）をしようとする不動産（県内に所在するものに限る。以下同じ。）が暴力団事務所またはその敷地（以下「暴力団事務所等」という。）の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

あらかじめ公売物件ごとに準備・作成いただく書類

- 執行機関によって様式等が異なる場合があります。必ず事前に各執行機関にご確認ください。
- 下記(※1)には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）、下記(※2)には、委任者の印鑑証明書（発行から3か月以内）の添付が必要です。また、下記(※2)について、執行機関によっては、受任者（代理人）の印鑑証明書も必要となる場合がありますので、必ず事前に執行機関に確認してください。
- 買受を希望する者が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合、以下の書類に加え、宅地建物取引業または債権管理回収業の許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証や債権管理回収業の許可証の写し）を提出してください。
- 「入札書」、公売保証金の「返還請求書」、公売保証金の「返還金領収証書」、「共同入札書」は、入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。

1 買受けを希望する者が自身で入札する場合

買受けを希望する個人が自身で入札する場合	あらかじめ準備・作成いただく書類はありません。「陳述書（個人用）」を入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。	-	-
買受けを希望する法人の代表者が入札する場合	陳述書（法人用）	記載例 P14	様式 P28
	陳述書（法人用）別紙(※1)	記載例 P16	様式 P29

2 買受けを希望する者が代理人に入札させる場合

買受けを希望する者が個人（委任者）	代理人 が個人	委任状(※2)	記載例 P19	様式 P32
		陳述書（個人用）【委任者に係る分】	記載例 P13	様式 P27
		陳述書別紙	記載例 P17	様式 P30
	代理人 が法人	委任状(※2)	記載例 P19	様式 P32
		陳述書（個人用）【委任者に係る分】	記載例 P13	様式 P27
		陳述書別紙	記載例 P17	様式 P30
		別紙(※1)	記載例 P18	様式 P31
買受けを希望する者が法人（委任者）	代理人 が個人	委任状(※2)	記載例 P19	様式 P32
		陳述書（法人用）【委任者に係る分】	記載例 P15	様式 P28
		陳述書（法人用）別紙(※1)	記載例 P16	様式 P29
		陳述書別紙	記載例 P17	様式 P30
	代理人 が法人	委任状(※2)	記載例 P19	様式 P32
		陳述書（法人用）【委任者に係る分】	記載例 P15	様式 P28
		陳述書（法人用）別紙(※1)	記載例 P16	様式 P29
		陳述書別紙	記載例 P17	様式 P30
		別紙(※1)	記載例 P18	様式 P31

3 複数の買受希望者が共同で入札する場合

共同入札代表者届出書	記載例 P24	様式 P33
共同者全員分の以下の書類		
（共同者が個人の場合）「陳述書（個人用）」	記載例 P12	様式 P27
（共同者が法人の場合）「陳述書（法人用）」	記載例 P14	様式 P28
「陳述書（法人用）別紙」(※1)	記載例 P16	様式 P29

記載例

※「入札書」、公売保証金の「返還請求書」、公売保証金の「返還金領収証書」、「共同入札書」は、入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。

※ 執行機関によって様式等が異なる場合があります。必ず事前に各執行機関にご確認ください。

※ 各書類に記載の注意事項をよくご確認ください、記入をお願いします。

※ 各書類に記載の注意事項をよくご確認ください、添付書類についてもご準備をお願いします。

1. 入札書

(1)「入札書」(個人用)

入 札 書													
(あて先) (執 行 機 関 の 長)				令和8年10月〇〇日									
※住民票等の住所・氏名等を記載してください。 ※氏名にはフリガナをつけてください。				入札者 住所(居所)・所在地 フリガナ 氏名・名称				東近江市八日市緑町7-23 オウ ミ イチ ロウ 近 江 一 郎					
				代理人 住所(居所)・所在地 フリガナ 氏名・名称				※はっきり分かるようにアラビア数字で記載してください。 ※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。					
				公売公告第〇〇〇号に基づき、下記のとおり入札します。 記									
売却区分		公 売 財 産				入 札 価 額							
〇		〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇 宅地 〇〇. 〇〇㎡ 他1筆				千	百	十	万	千	百	十	円
						¥	1	2	3	4	0	0	0
注意事項 ※注意事項をよく読んで、十分に理解の上、入札してください。 - 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。 - 字体は鮮明に、ペンまたはボールペンで書いてください。 - 一度提出した入札書の引換え、変更または取消はできません。 - 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。													
次順位による買受けの申込みをします。						※あらかじめ記入しないでください。 ※最高価申込者の決定後、該当者に申込みの催告を行いますので、申込みを希望する方のみ記入いただきます。							
住所(居所)・所在地 氏名・名称						(ここから下は記入しないでください) 最高価申込者等の決定決議 本件入札者を 最高価申込者 次順位買受申込者 として決定する。							
決定年月日						令和 年 月 日							
部 長		課 長		課 長 補 佐		主 幹		課 員		担 当			

(2)「入札書」(法人用)

入 札 書

(あて先)

(執 行 機 関 の 長)

令和8年10月〇〇日

入札者(委任者)

住所(居所)・所在地

東近江市八日市緑町7-23

フリガナ
氏名・名称

株式会社 近江一

代表取締役 近江二郎

代理人

住所(居所)・所在地

フリガナ
氏名・名称

※住民票等の住所・氏名等
を記載してください。

※氏名にはフリガナをつけ
てください。

公売公告第〇〇〇号に基づき、下記のとおり入札します。

記

売却区分	公 売 財 産	入 札 価 額							
〇	〇〇市〇〇町字〇〇 宅地	千	百	十	万	千	百	十	円
	〇〇番〇〇 〇〇. 〇〇㎡ 他1筆	¥	1	2	3	4	0	0	0

注意事項

1. 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
2. 字体は鮮明に、ペンまたはボールペンで書いてください。
3. 一度提出した入札書の引換え、変更または取消はできません。
4. 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。

※はっきり分かるようにアラビア数字で記載してください。
※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。

次順位による買受けの申込みをします。

※あらかじめ記入しないでください。
※最高価申込者の決定後、該当者に申込みの
催告を行いますので、申込みを希望する方
のみ記入いただきます。

住所(居所)・所在地
氏名・名称

※注意事項をよく読んで、十分に理解の上、
入札してください。

(ここから下は記入しないでください。)

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を 最高価申込者 次順位買受申込者 として決定する。

決定年月日					令和 年 月 日					
部 長		課 長		課 長 補 佐		主 幹		課 員		担 当

※委任状を提出してください。

(3)「入札書」(代理人あり)

入 札 書

(あて先)
(執 行 機 関 の 長)

令和8年10月〇〇日

※住民票、法人登記簿等の
住所・氏名等を記載してく
ださい。

※氏名にはフリガナをつけ
てください。

※委任者の印は不要です。

入札者 (委任者)

住所 (居所)・所在地
フリガナ
氏名・名称

東近江市八日市緑町7-23

株式会社 近江一

代表取締役 近江二郎

代理人 (受任者)

住所 (居所)・所在地
フリガナ
氏名・名称

大津市京町4丁目1番1号

滋賀太郎

※代理人の住所・氏名等を
記載してください。

公売公告第〇〇〇号に基づき、下記のとおり入札します。
記

売却区分	公 売 財 産	入 札 価 額							
〇	〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇 宅地 〇〇. 〇〇m ² 他1筆	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	1	2	3	4	0	0	0

注意事項

1. 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
2. 字体は鮮明に、ペンまたはボールペンで書いてください。
3. 一度提出した入札書の引換え、変更または取消はできません。
4. 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。

※はっきり分かるようにアラビ
ア数字で記載してください。
※金額の頭部に「¥」または
「金」を記入してください。

次順位による買受けの申込みをします。

※注意事項をよく読ん
で、十分に理解の上、
入札してください。

※あらかじめ記入しないでください。
※最高価申込者の決定後、該当者に申込みの
催告を行いますので、申込みを希望するの方
のみ記入いただきます。
※代理人名で記入いただきます。

住所 (居所)・所在地
氏名・名称

(ここから下は記入しないでください。)

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を 最高価申込者 次順位買受申込者 として決定する。

決定年月日				令和 年 月 日						
部 長		課 長		課 長 補 佐		主 幹		課 員		担 当

2. 陳述書

(1)「陳述書(個人用)」

陳 述 書 (個 人 用)					
(あて先) (執 行 機 関 名)					
※内容を確認し、□にチェックを入れてください。					
☒ 私は、暴力団員等ではありません。					
※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。					
☒ 私は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。					
※該当する場合は、□にチェックを入れてください。					
☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。					
この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。					
売却区分		○		陳述書作成日	令和○年○○月○○日
入 札 者 （ 買 受 申 込 者 ）	住 所	〒○○○-○○○○ 東近江市八日市緑町7-23 電話番号○○○ (○○○○) ○○○○			
	フリガナ	オウミ イチロウ			
	氏 名	近江 一郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	○○年	○○月	○○日

【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(2)「陳述書(個人用)」(代理人あり)

陳 述 書 (個 人 用)					
(あて先) (執 行 機 関 名)					
※内容を確認し、□にチェックを入れてください。					
☒ 私は、暴力団員等ではありません。					
※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。					
☒ 私は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。					
※該当する場合は、□にチェックを入れてください。					
☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。					
この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。					
売却区分		○		陳述書作成日	令和○年○○月○○日
入 札 者 （ 買 受 申 込 者 ）	住 所	〒○○○-○○○○ 東近江市八日市緑町7-23 電話番号○○○ (○○○○) ○○○○			
	フリガナ	オウミ イチロウ			
	氏 名	近江 一郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	○○年	○○月	○○日

【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(3)「陳述書(法人用)」

陳 述 書 (法 人 用)			
(あて先) (執 行 機 関 名)			
※内容を確認し、□にチェックを入れてください。			
☒ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。			
☒ 当法人は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。			
※該当する場合は、□にチェックを入れてください。			
☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。			
売却区分		○	陳述書作成日 令和○年○○月○○日
入 札 者 (買 受 申 込 者)	法人所在地	〒○○○-○○○○ 東近江市八日市緑町7-23 電話番号○○○ (○○○○) ○○○○	
	フリガナ	カブシキガイシャ オウミイチ	
	法人名称	株式会社 近江一	
	代表者氏名	近江 二郎	
	役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(4)「陳述書(法人用)」(代理人あり)

陳 述 書 (法 人 用)			
(あて先) (執 行 機 関 名)			
※内容を確認し、□にチェックを入れてください。			
☒ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。			
☒ 当法人は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。			
※該当する場合は、□にチェックを入れてください。			
☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。			
売却区分		○	陳述書作成日 令和○年○○月○○日
入 札 者 (買 受 申 込 者)	法人所在地	〒○○○-○○○○ 東近江市八日市緑町7-23 電話番号○○○ (○○○○) ○○○○	
	フリガナ	カブシキガイシャ オウミイチ	
	法人名称	株式会社 近江一	
	代表者氏名	近江 二郎	
	役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(5)「陳述書(法人用)別紙」

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒000-0000 滋賀県東近江市八日市緑町7-23		
	フリガナ	オウミ ジロウ	役職	代表取締役
	氏名	近江 二郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒000-0000 滋賀県東近江市八日市緑町7-23		
	フリガナ	ビワ ハナコ	役職	取締役
	氏名	琵琶 花子		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☐ 男性 ☒ 女性
3	住 所	〒000-0000 滋賀県東近江市八日市緑町7-23		
	フリガナ	オウミ ミ	役職	会計参与
	氏名	近江 ミ美		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☐ 男性 ☒ 女性
4	住 所	〒000-0000 滋賀県東近江市八日市緑町7-23		
	フリガナ	オヤマ サブロウ	役職	監査役
	氏名	〇山 三郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(6)「陳述書別紙」(代理人あり)

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

☒ 個人	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市京町4丁目1番1号		
	フリガナ	シガ タロウ		
	氏名	滋賀 太郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	〇〇年〇月〇日	性別 ☒ 男性 ☐ 女性
☐ 法人	法人所在地	〒 ー		
	フリガナ			
	法人名称			
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(7)「別紙」(代理人が法人)

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒000-0000 滋賀県東近江市八日市緑町7-23		
	フリガナ	ビワ オコ	役職	代表取締役
	氏名	琵琶 ○子		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☐ 男性 ☒ 女性
2	住 所	〒000-0000 滋賀県東近江市八日市緑町7-23		
	フリガナ	ビワ オミ	役職	取締役
	氏名	琵琶 ○美		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☐ 男性 ☒ 女性
3	住 所	〒000-0000 滋賀県東近江市八日市緑町7-23		
	フリガナ	〇タ シロウ	役職	会計参与
	氏名	〇田 四郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒000-0000 滋賀県東近江市八日市緑町7-23		
	フリガナ	〇タ ゴロウ	役職	監査役
	氏名	〇田 五郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

3. 委任状

(1) 委任状(代理人あり)

令和 8 年 〇〇 月 〇〇 日

委 任 状

(あて先)

(執 行 機 関 名)

委任者 所在地または住所 東近江市八日市緑町 7-23
商号または名称 株式会社 近江一
氏名または代表者 代表取締役 近江二郎 (印)

私は次の者に対し、下記の権限を委任します。

住 所 大津市京町4丁目1番1号
氏 名 滋 賀 太 郎 (印)

記

1 次の公売財産の入札手続に関する権限

(執 行 機 関 名) 公売公告第 〇〇〇 号 売却区分第 〇 号

公売財産 所在 〇〇市〇〇町字〇〇
地番 〇〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇. 〇〇㎡ 他 1 筆

2 上記公売財産の公売保証金の納付および受領に関する権限

ただし、入札期日の翌日以降に口座振込により返還される場合を除く。

3 上記 1 および 2 に付帯する一切の権限

(注) 委任状には、委任者の印鑑証明書（発行から 3 か月以内）を添付してください。
執行機関によっては、受任者の印鑑証明書も必要となる場合がありますので、必ず
事前に執行機関で確認してください。

4. 公売保証金関係

(1) 公売保証金の「返還請求書」

公 売 保 証 金 返 還 請 求 書

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
請 求 金 額				¥	1	3	0	0	0	0

上記の金額の返還を請求します。

ただし、令和8年10月15日実施の不動産公売に係る公売公告
第〇〇〇号、売却区分第〇号の公売保証金の返還金として

令和8年〇〇月〇〇日

(あて先)

(執 行 機 関 名)

出納員 〇〇 〇〇

※はつきり分かるようにアラビア数字で記載してください。
※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。

請 求 人

住所・所在地

氏名・名称

東近江市八日市緑町7-23

近江 一郎

㊞

代 理 人

住所・所在地

氏名・名称

㊞

(2) 公売保証金の「返還請求書」(代理人あり)

公 売 保 証 金 返 還 請 求 書

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
請 求 金 額				¥	1	3	0	0	0	0

上記の金額の返還を請求します。

ただし、令和8年10月15日実施の不動産公売に係る公売公告
第〇〇〇号、売却区分第〇号の公売保証金の返還金として

令和8年〇〇月〇〇日

(あて先)

(執 行 機 関 名)

出納員 〇〇 〇〇

※はつきり分かるようにアラビア数字で記載してください。
※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。

請 求 人

住所・所在地

氏名・名称

東近江市八日市緑町7-23

株式会社 近江一

代表取締役 近江二郎

印

代 理 人

住所・所在地

氏名・名称

大津市京町4丁目1番1号

滋賀 太郎

印

(3) 公売保証金の「返還金領収証書」

公 売 保 証 金 領 収 証 書

収入印紙

200円

請 求 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	1	3	0	0	0	0

上記の金額を領収しました。

ただし、令和8年10月15日実施の不動産公売に係る公売公告
第〇〇〇号、売却区分第〇号の公売保証金の返還金として

令和8年〇〇月〇〇日

(あて先)

(執 行 機 関 名)

出納員 〇〇 〇〇

※はっきり分かるようにアラビア数字で記載してください。
※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。

受 取 人

住所・所在地

氏名・名称

東近江市八日市緑町7-23

近江 一郎

印

代 理 人

住所・所在地

氏名・名称

印

(4) 公売保証金の「返還金領収証書」(代理人あり)

公 売 保 証 金 領 収 証 書

収入印紙

200円

請 求 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	1	3	0	0	0	0

上記の金額を領収しました。

ただし、令和8年10月15日実施の不動産公売に係る公売公告
第〇〇〇号、売却区分第〇号の公売保証金の返還金として

令和8年〇〇月〇〇日

(あて先)

(執 行 機 関 名)

出納員 〇〇 〇〇

※はつきり分かるようにアラビア数字で記載してください。
※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。

受 取 人

住所・所在地

氏名・名称

東近江市八日市緑町7-23

株式会社 近江一

代表取締役 近江二郎

代 理 人

住所・所在地

氏名・名称

大津市京町4丁目1番1号

滋賀 太郎

5. 共同入札する場合
(1) 共同入札代表者届出書

共同入札代表者届出書

令和8年10月15日実施の不動産公売に係る

公売公告第〇〇〇号、売却区分第〇号の入札にあたり、

住所 東近江市八日市緑町7-23

氏名 近 江 一 郎

を共同入札代表者に定めましたので届け出ます。

令和8年〇〇月〇〇日

(あて先)

(執 行 機 関 名)

共同入札者

住 所	氏 名	持分	印鑑	電話番号	備 考
東近江市八日市緑町7-23	近 江 一 郎	1/2			共同入札代表者
大津市京町4丁目1番1号	滋 賀 太 郎	1/2			

(2)共同入札書

共 同 入 札 書

(あて先)

(執 行 機 関 名)

公売公告第〇〇〇号

売却区分第〇号

住 所	氏 名	持分	備 考
東近江市八日市緑町7－ 2 3	近 江 一 郎	1／2	代表者 住所 東近江市八日市緑町7－2 3 氏名 近 江 一 郎
大津市京町4丁目1番1号	滋 賀 太 郎	1／2	

備考欄には代表者の住所・氏名を記入してください。

様 式

※「入札書」、公売保証金の「返還請求書」、公売保証金の「返還金領収証書」、「共同入札書」は、入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。

※ 執行機関によって様式等が異なる場合があります。必ず事前に各執行機関にご確認ください。

※ 各書類に記載の注意事項をよくご確認ください、記入をお願いします。

※ 各書類に記載の注意事項をよくご確認ください、添付書類についてもご準備をお願いします。

(様式)

陳 述 書 (個 人 用)

(あて先)

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分			陳述書作成日	令和	年	月	日
入札者 (買受申込者)	住 所	〒 一					
		電話番号 ()					
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成	年	月	日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
		☐ 昭和 ☐ 令和					

【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(様式)

陳 述 書 (法 人 用)

(あて先)

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 当法人は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分			陳述書作成日	令和 年 月 日
入 札 者 （ 買 受 申 込 者 ）	法人所在地	〒 ー		
	フリガナ	電話番号 ()		
	法人名称			
	代表者氏名			
	役員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 6 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

(様式)

【陳述書（法人用）別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
2	住 所	〒 —			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
3	住 所	〒 —			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
4	住 所	〒 —			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(様式)

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 —			
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
□法人	法人所在地	〒 —			
	フリガナ				
	法人名称				
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり			

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 5 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

(様式)

【別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
2	住 所	〒 —			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
3	住 所	〒 —			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
4	住 所	〒 —			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(様式)

令和 年 月 日

委任状

(あて先)

委任者 所在地または住所
商号または名称
氏名または代表者

㊞

私は次の者に対し、下記の権限を委任します。

住 所
氏 名

㊞

記

1 次の公売財産の入札手続に関する権限

公売公告第 号 売却区分第 号

公売財産	所在
	地番
	地目
	地積
	m ²

2 上記公売財産の公売保証金の納付および受領に関する権限

ただし、入札期日の翌日以降に口座振込により返還される場合を除く。

3 上記1および2に付帯する一切の権限

(注) 委任状には、委任者の印鑑証明書（発行から3か月以内）を添付してください。
執行機関によっては、受任者の印鑑証明書も必要となる場合がありますので、必ず
事前に執行機関で確認してください。

(様式)

共同入札代表者届出書

令和8年10月15日実施の不動産公売に係る

公売公告第 号、売却区分第 号の入札にあたり、

住所

氏名

を共同入札代表者に定めましたので届け出ます。

令和 年 月 日

(あて先)

共同入札者

住 所	氏 名	持分	印鑑	電話番号	備 考
					共同入札 代表者

令和8年度 滋賀県・市町 不動産合同公売

不動産合同公売場所のご案内

場所：滋賀県庁北新館 5階 5－B会議室
(滋賀県大津市京町四丁目1－1)

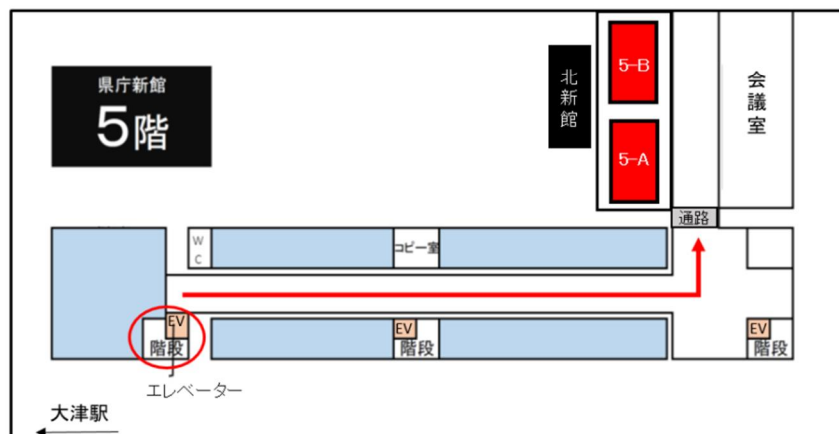
- 交通機関： J R大津駅より徒歩約10分
松ヶ枝バス停より徒歩約5分
- 自家用車等： 名神大津インターチェンジから約10分

ご注意

近隣に「大津びわ湖合同庁舎」「滋賀県大津合同庁舎」があります。
お間違えのないよう、ご注意ください



※県庁北新館（地図上のオレンジ色の建物）には、エレベータおよび階段はありませんので、新館のエレベータで5階まで上がり、北新館へお越しください。



公売財産一覧・明細

執行機関名	滋賀県西部県税事務所
連絡先	滞納整理課
所在地	滋賀県大津市松本1丁目2-1
電話番号	077-522-9802

公 売 財 産 一 覧

執行機関名 滋賀県西部県税事務所

公売 公告 番号	売却 区分	見積価額	公売財産	
		公売保証金	種類	所在地等
1 - 1	1	円 523,000	土地	所在：高島市今津町福岡字蓼原 地番：4 3 9 番 1 地目：宅地 地積：1 4 5 . 4 5 m ²
		円 60,000		

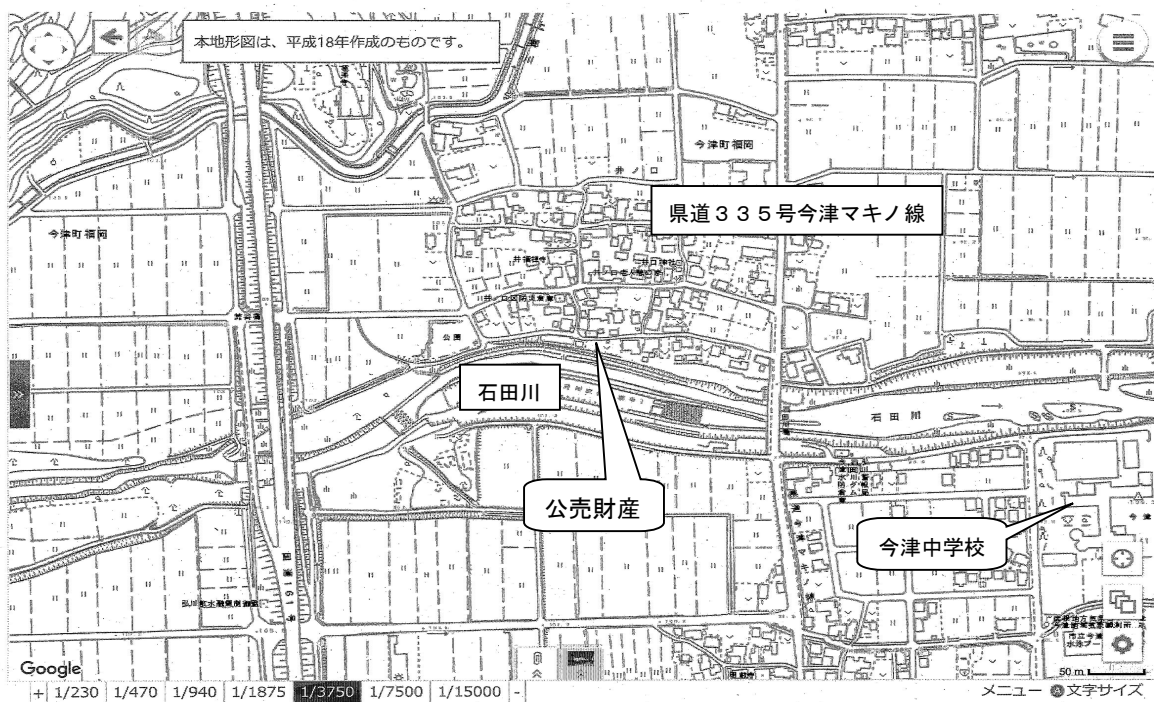
公 売 財 産 明 細

執行機関名 滋賀県西部県税事務所

売却区分 1

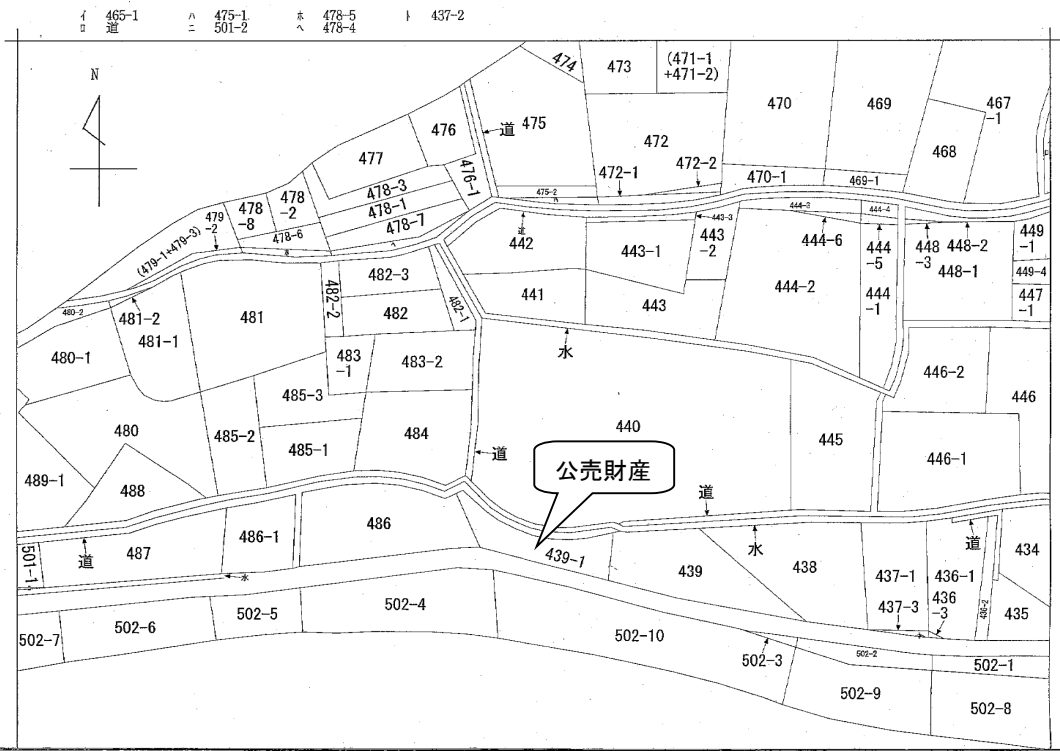
公 売 財 産 の 概 要	公売財産は、J R湖西線近江今津駅の北方へ道路距離約 2 . 4 k mに位置している。北側に幅員約 2 . 6 ～ 3 . 7 mの「井ノ口中道線」に接面し、南側は一級河川石田川の堤防に接している。 公売財産を含む近隣地域は、幹線道路に近接する農家集落および既成住宅地域である。 規模：1 4 5 . 4 5 m²（登記上） 地目：宅地
法 利 的 用 規 状 制 況 等	1 主な公法上の規制等 都市計画区分：非線引都市計画区域 用途地域：指定なし （指定建ぺい率70%、指定容積率200%） 2 その他の規制 宅地造成等規制区域内 河川保全区域 埋蔵文化財包蔵地には含まれない
公 そ 売 の 条 他 件	1 面積は公簿表示によるものです。 2 境界確定の必要がある場合は、隣接地所有者と協議してください。 3 公売財産は現況渡しです。 4 公売財産の土地には、車庫様建築物および庭石等の残置物があります。かかる土地の建築物所有者との協議および残置物撤去等については、全て買受人の責任で行ってください。 また、車庫様建築物の所有者については滋賀県は把握していません。 5 公売財産の土地の残置物は撤去を前提として、土地評価額から撤去費用を控除して評価しています。 6 滋賀県は公売財産の引渡義務および瑕疵担保責任を負いません。

所 在 図



見 取 図

(公図)



執行機関名 滋賀県西部県税事務所

売却区分 1

物件写真



執行機関名 滋賀県西部県税事務所
売却区分 1

物件写真



物件写真



公売財産一覧・明細

執行機関名 滋賀県中部県税事務所
連絡先 甲賀滞納整理課
所在地 草津市草津三丁目 1 4 - 7 5
電話番号 0 7 7 - 5 1 6 - 4 1 4 7
※中部県税事務所甲賀滞納整理課は草津市にあり
ます南部県税事務所に常駐しております。

公 売 財 産 一 覧

執行機関名 滋賀県中部県税事務所

公売 公告 番号	売却 区分	見積価額	公売財産	
		公売保証金	種類	所在地等
1	1	円 1,970,000	土地	所在：草津市下笠町字野岸 地番：6 8 9 番 1 地目：雑種地 地積：1 2 6 m ²
		円 200,000		

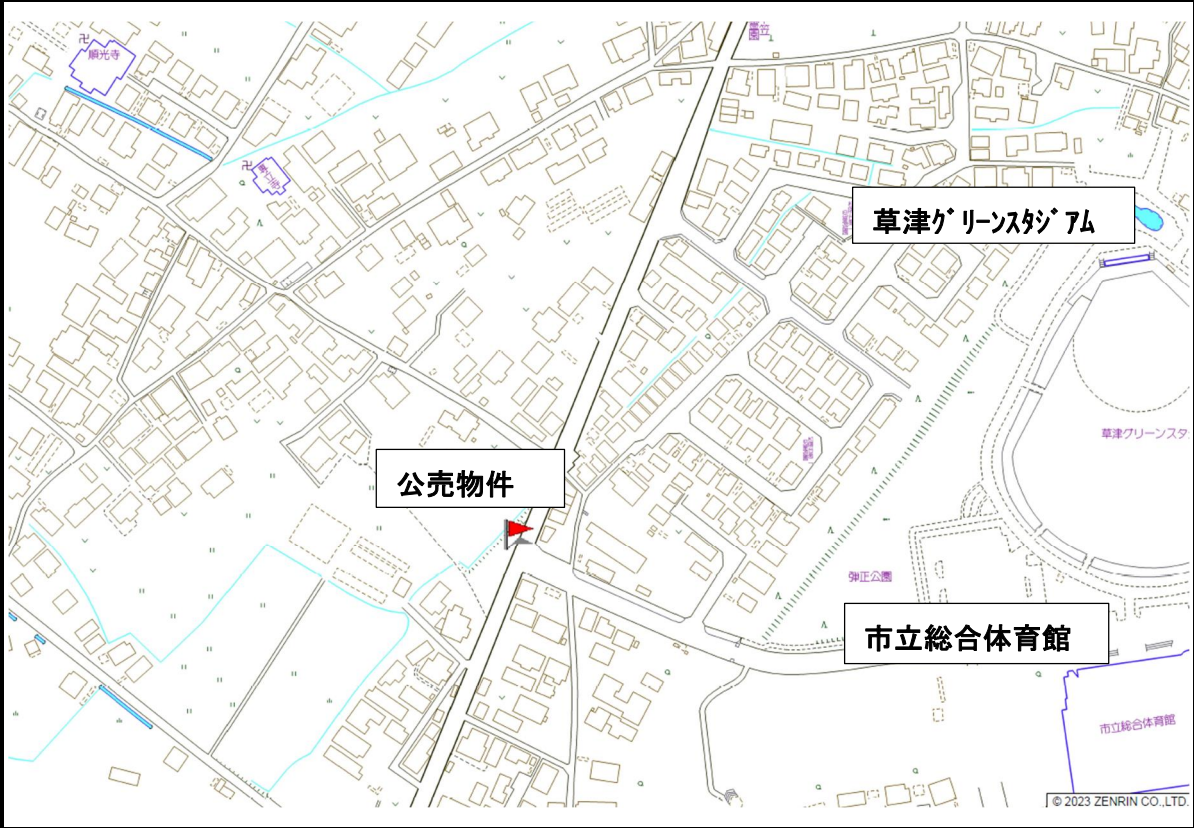
公 売 財 産 明 細

執行機関名 滋賀県中部県税事務所

売却区分 1

公 売 財 産 の 概 要	公売財産は、ＪＲ琵琶湖線草津駅から西北西方向へ道路距離約３．５ｋｍに位置する。 東側が県道２６号大津守山近江八幡線（車道幅員約５．５ｍ）にほぼ等高に接している。 西側は水路に接しており、水路との間に約１．１ｍ程度の高低差がある。 土地の形状は台形状である。間口約１６ｍ、奥行約５ｍ～１１ｍ程度と思われるが、境界については、隣接地所有者と協議が必要である。 なお、公図、地番図における公売物件の形状と地積測量図における公売物件の形状が異なっている。 また、公売物件と県道の境界付近に、道路反射鏡および電柱が設置されているが、これらの物件が公売物件敷地内にあるかどうかについての調査は行っていない。
法 利 的 用 規 状 制 況 等	主な公法上の規制等 都市計画区分：市街化調整区域 指定建ぺい率：７０％ 指定容積率：２００％ 上下水道本管の敷設状況 前面道路まで配管が敷設されている。
公 所 売 の 条 他 件	１ 面積は公簿表示による。 ２ 境界は隣接地所有者と協議すること。 ３ 土壌汚染に関する調査は行っていない。

所 在 図



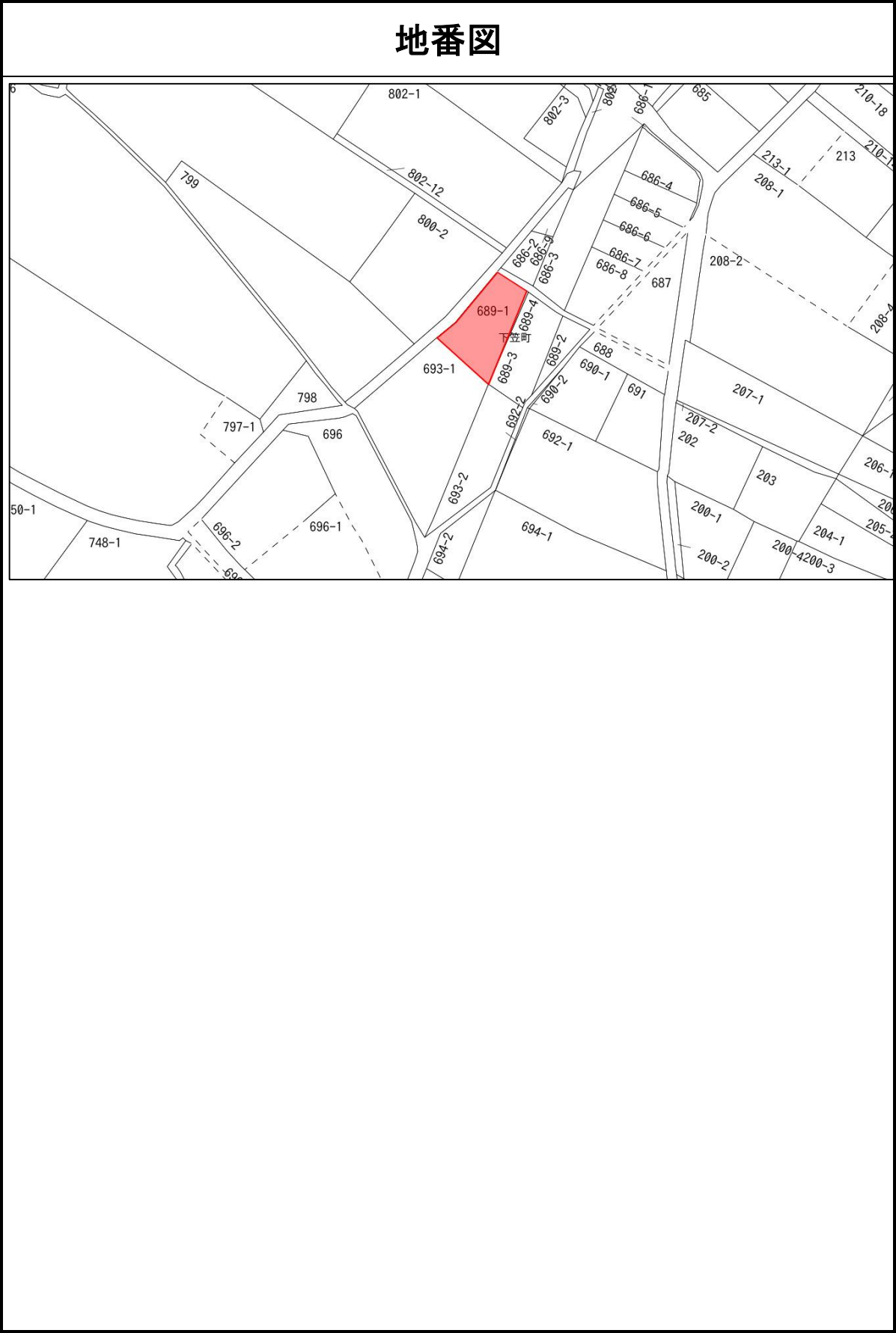
公売物件の大まかな位置、形状を現したものであり、土地の境界を示すものではありません。



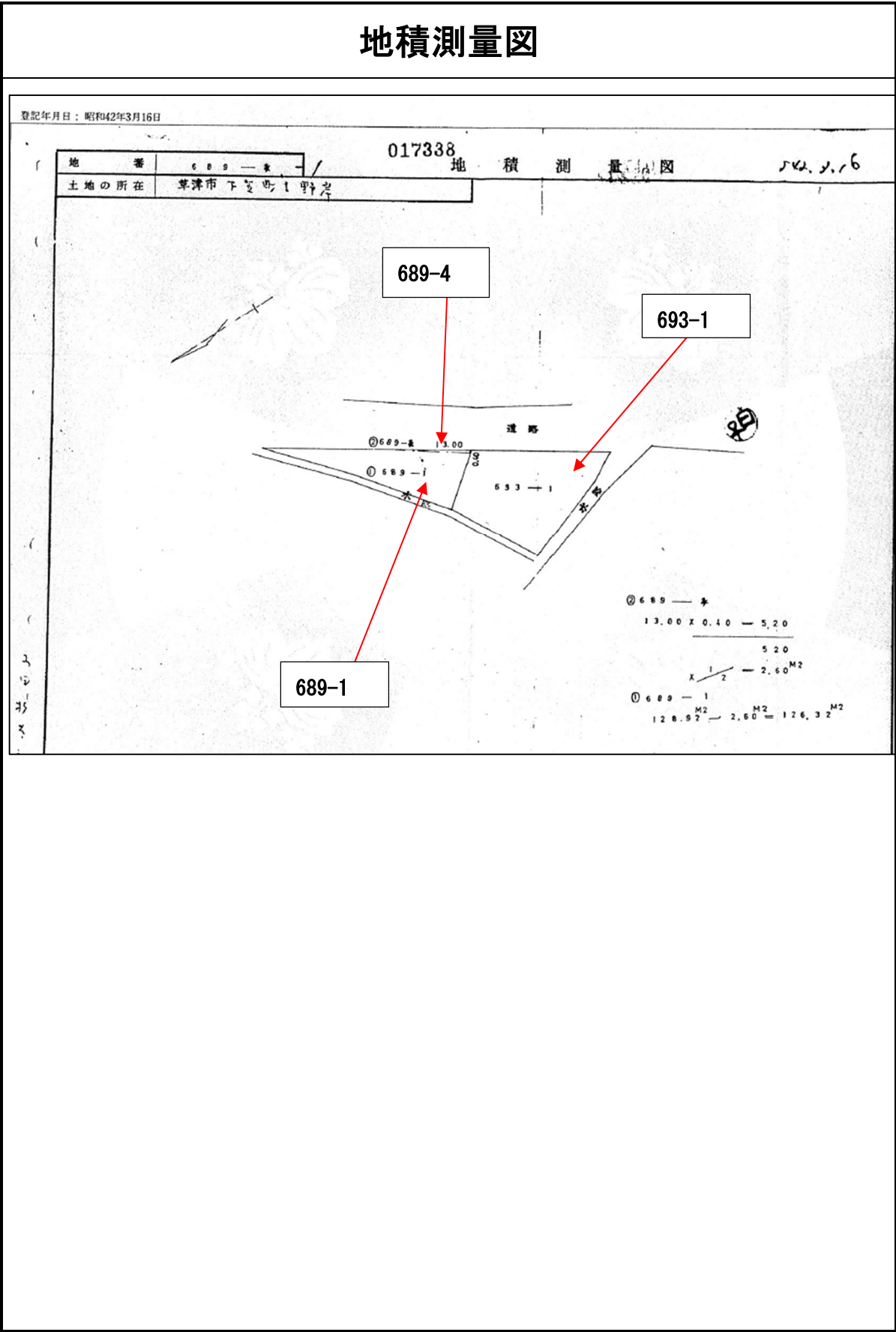
売却区分 1

This is a detailed cadastral map of a residential area in Japan. The map shows numerous land parcels, each labeled with a unique number. A red arrow points to a specific parcel labeled '693-1', which is also circled in red. The map includes various street names and numbers, such as '737-5', '724-1', and '720-1'. The area is divided into several blocks, with some parcels marked as '別荘' (private residence). The map is oriented with North at the top.

執行機関名 滋賀県中部県税事務所
売却区分 1



執行機関名 滋賀県中部県税事務所
売却区分 1



執行機関名 滋賀県中部県税事務所

売却区分 1

現況写真

(物件南側から撮影)

公売物件の大きな位置、形状を現したものであり、
土地の境界を示すものではありません。



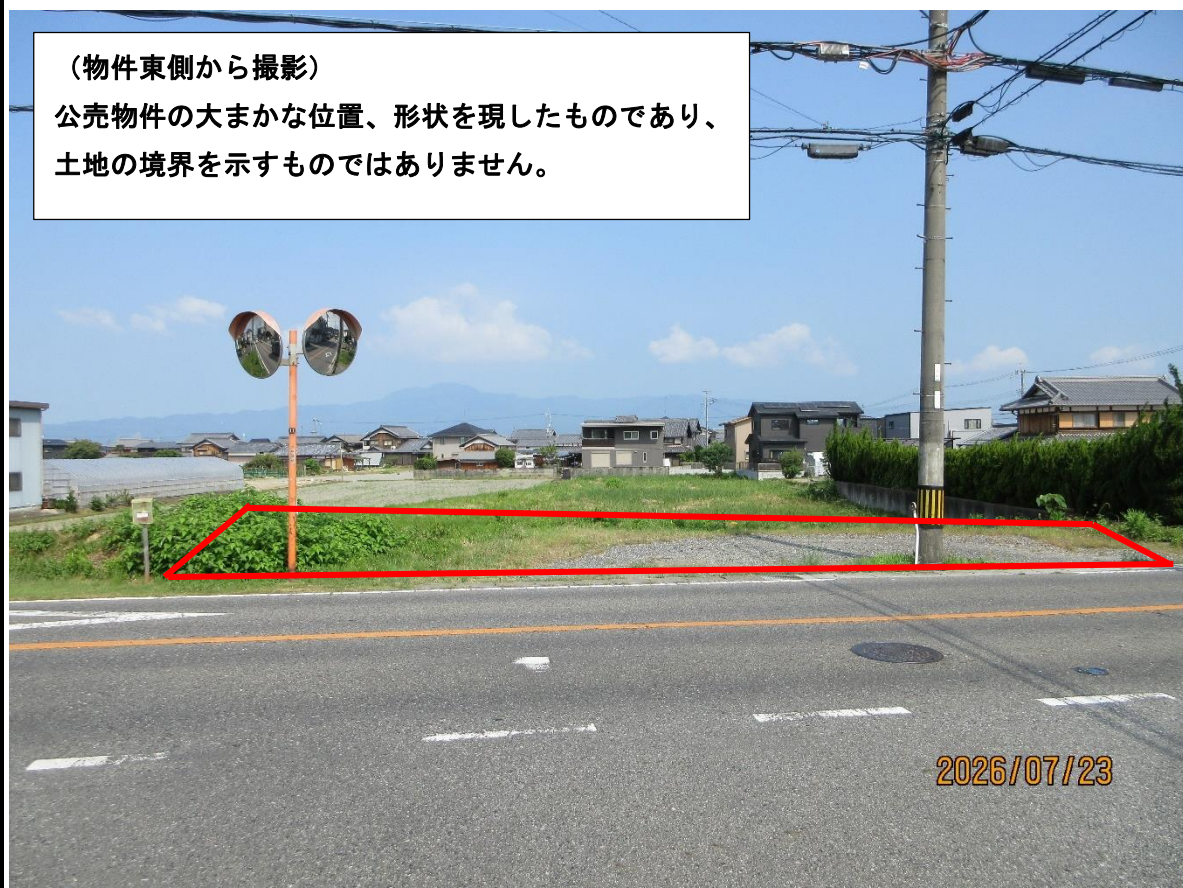
執行機関名 滋賀県中部県税事務所

売却区分 1

現 況 写 真

(物件東側から撮影)

公売物件の大まかな位置、形状を現したものであり、
土地の境界を示すものではありません。



執行機関名 滋賀県中部県税事務所

売却区分 1

現況写真

(物件南側から撮影)

公売物件の大まかな位置、形状を現したものであり、
土地の境界を示すものではありません。



執行機関名 滋賀県中部県税事務所

売却区分 1

現 況 写 真



公売財産一覧・明細

執行機関名	彦根市
連絡先	債権管理課
所在地	彦根市元町 4－2
電話番号	0749－30－6109

公 売 財 産 一 覧

執行機関名 彦根市

公売 公告 番号	売却 区分	見積価額	公売財産	
		公売保証金	種類	所在地等
1	1	円 4,220,000	土地 建物	(土地の表示) 【所在】彦根市須越町字堀の内 【地番】1 3 9 8 番 【地目】畑 【地積】1 6 7 m ²
		円 422,000		(主である建物の表示) 【所在】彦根市須越町字堀の内 1 3 9 8 番地 【家屋番号】1 3 9 8 番 【種類】居宅・車庫 【構造】木造かわらぶき2階建 【床面積】1階 7 7 . 3 1 m ² 2階 5 8 . 2 3 m ²

公 売 財 産 明 細

執行機関名 彦根市

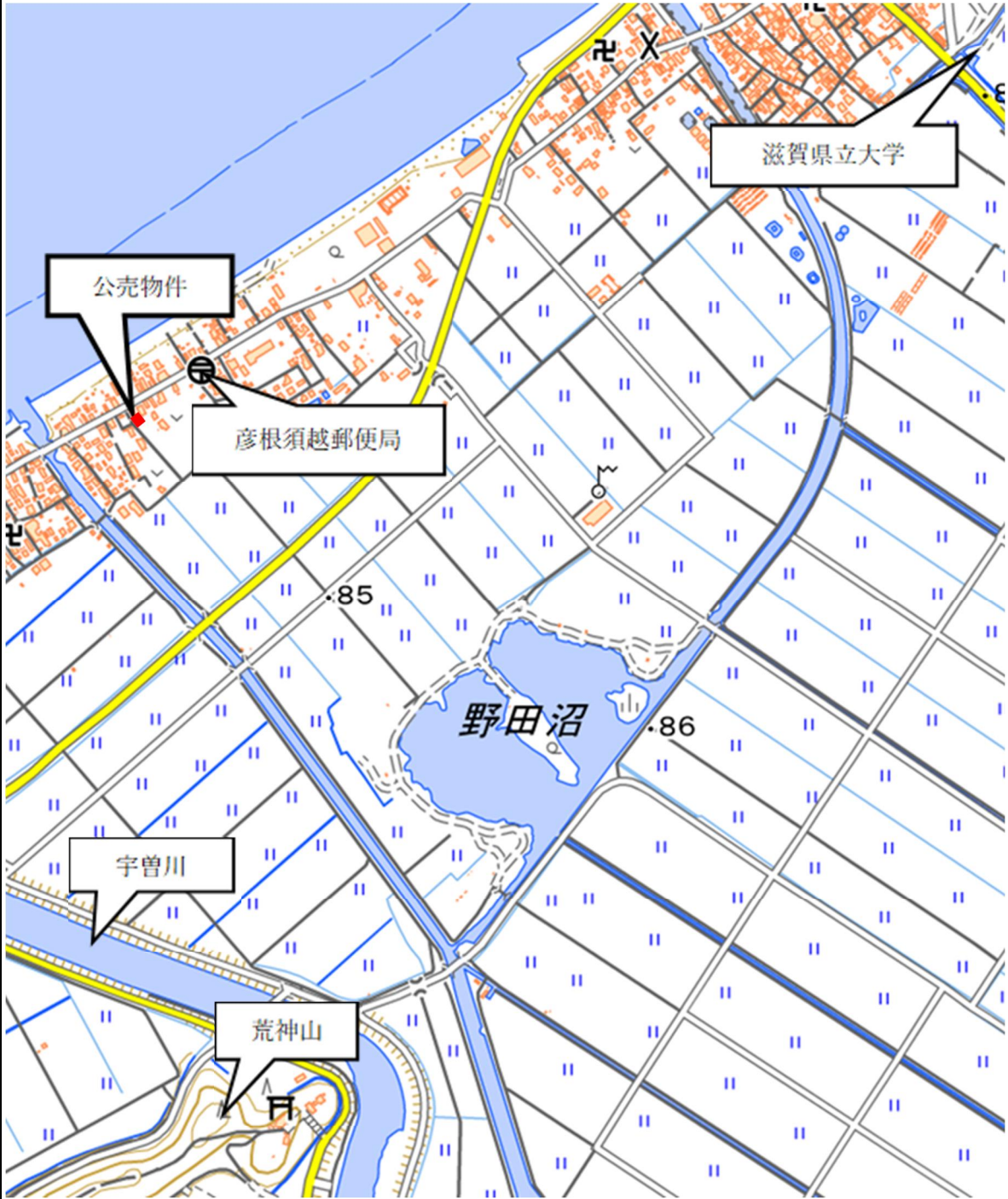
売却区分 1

公 売 財 産 の 概 要	公売財産は、ＪＲ河瀬駅の北西約３．７ｋｍ（直線距離）に位置している。 このあたりは、琵琶湖岸を通じる市道石寺八坂線（旧湖岸道路）に沿って、農家住宅や倉庫のほか郵便局等がみられる既成住宅地域であり、その近隣地域は、前記市道沿いを安食川（大川橋）から北東方向へ約４００ｍの範囲の地域である。 隣接地への進入路（登記地目：公衆用道路）に南東側で接面し、有効幅員約３ｍの２項道路に南西側でほぼ等高に接面している。間口約１９ｍ（南西側）、奥行約１２ｍ、面積１６７㎡（公簿）のやや台形地である。 主である建物は、実際に居宅として使用するためには都市計画法第３４条等に基づく用途変更手続が必要である。 （主である建物の概要） 【用途】居宅・車庫 【構造】木造かわらぶき２階建 【建築時期】平成１７年１２月２０日 新築 【仕様】屋根：瓦葺 外壁：サイディング等 設備：電気、給排水等 （附属工作物の概要） 【用途】コンクリート舗装、ブロック塀、フェンス 【構造】ＲＣ造、ＣＢ造、金属造 【建築時期】平成１７年１２月（推定）
---	--

法 利 的 用 規 状 制 況 等	主な公法上の規制等 都市計画区分：市街化調整区域 指定建ぺい率：70% 指定容積率：200% 防火規制：無 その他の規制：景観計画（田園集落景観ゾーン） 宅地造成等工事規制区域
公 そ 売 の 条 他 件	1 面積は公簿表示による。 2 物件について関係公簿などを閲覧するほか、関係法令や建物およびその敷地、周辺状況等についても十分な調査を行った上で公売に参加すること。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、彦根市は担保責任を負わない。 4 彦根市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこと。 5 土地境界については隣接地所有者と協議すること。 6 公売は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により行う。

執行機関名 彦根市
売却区分 1

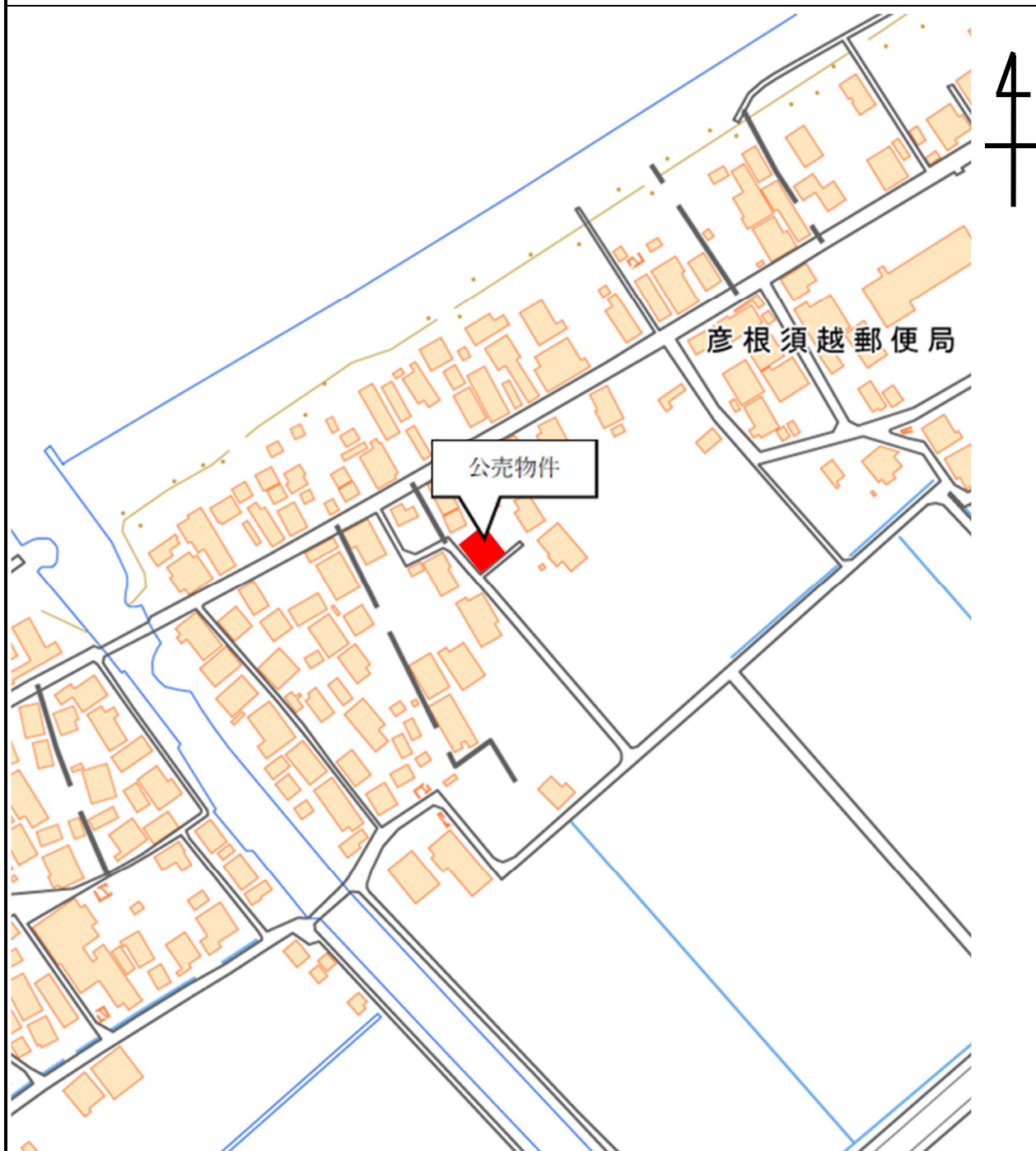
所 在 図



執行機関名 彦根市

売却区分 1

所 在 図



執行機関名 彦根市
売却区分 1

不動産現況写真

[外観]



執行機関名 彦根市

売却区分 1

不動産現況写真



[附属工作物（ブロック塀・フェンス）]



公売財産一覧・明細

執行機関名	彦根市
連絡先	債権管理課
所在地	彦根市元町 4－2
電話番号	0 7 4 9－3 0－6 1 0 9

公 売 財 産 一 覧

執行機関名 彦根市

公売 公告 番号	売却 区分	見積価額	公売財産	
		公売保証金	種類	所在地等
2	2	円 3,000,000	土地	(土地の表示)
			建物	【所在】 東近江市小脇町字福 【地番】 4 1 9 番 2 【地目】 宅地 【地積】 3 6 0 . 6 9 m ²
		円 300,000		(主である建物の表示) 【所在】 東近江市小脇町字福 4 1 9 番地 2 【家屋番号】 4 1 9 番 2 【種類】 事務所・倉庫 【構造】 鉄骨コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 陸屋根 2 階建 【床面積】 1 階 3 7 5 . 0 3 m ² 2 階 1 3 9 . 7 8 m ²
				(附属建物の表示) 【符号】 5 【種類】 事務所 【構造】 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 【床面積】 5 4 . 6 2 m ²

公 売 財 産 明 細

執行機関名 彦根市

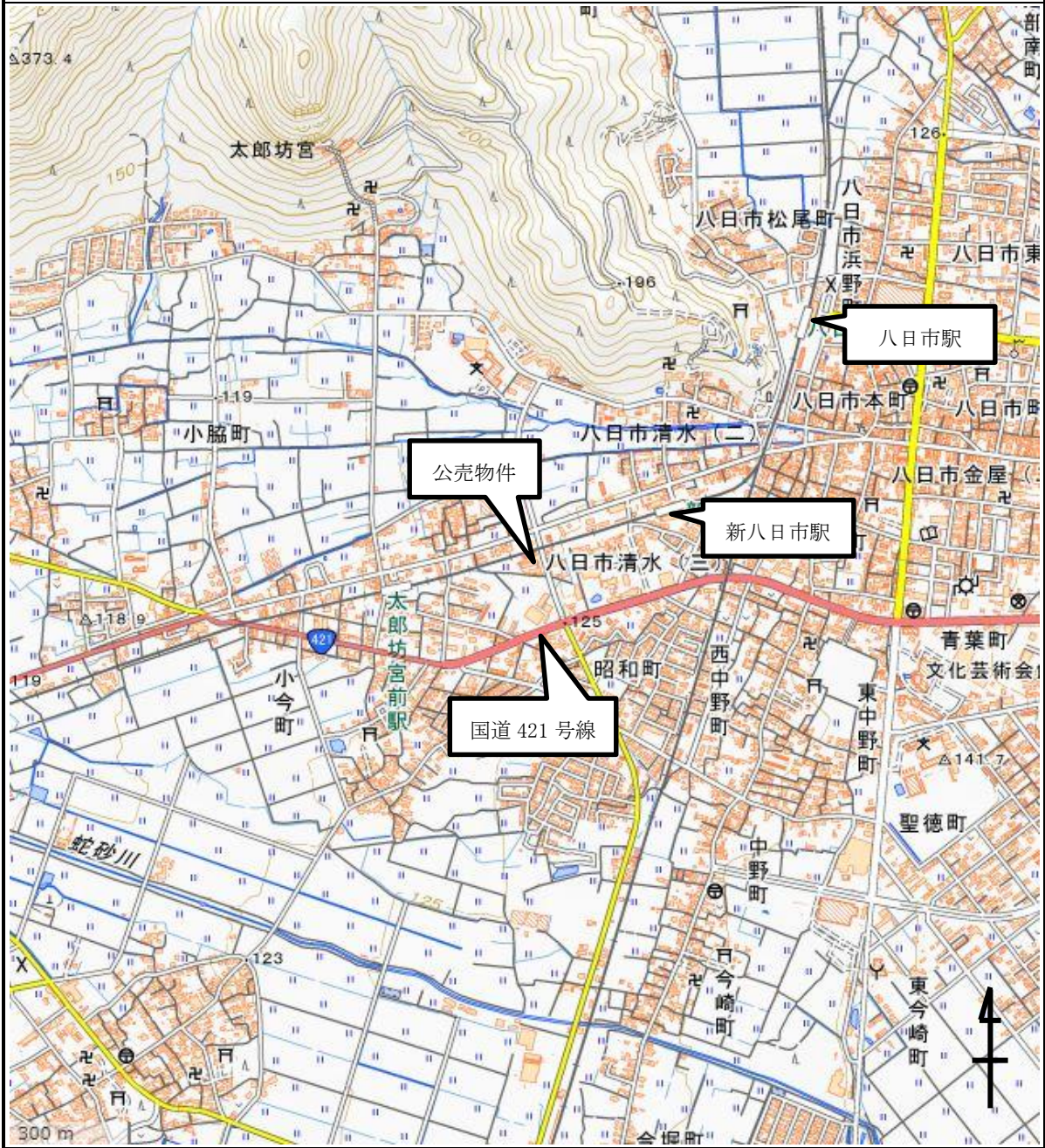
売却区分 2

公 売 財 産 の 概 要	公売財産は、近江鉄道新八日市駅の西南西約 3 5 0 m（直線距離）に位置する。 このあたりは、国道 4 2 1 号から北上する東近江市道小脇線沿いに事業所や沿道サービス施設等が散在する業務系の地域で、一部に一般住宅や農地も介在している。その近隣は、前記市道沿いを国道清水三丁目交差点から近江鉄道八日市線新下田道踏切に至る範囲の地域である。国道に直結する沿道地域であるが、集客施設に乏しく通過する車両が多い。 約 1 0 m 幅の市道小脇線に北東側で等高に接面、南側で里道に接面しており、間口約 2 1 m（南東側）、奥行約 1 7 m のほぼ長方形地である。 主である建物は、1 階が減築されており、3 階に増築がある。また、附属建物符号 1 ～符号 4 は取り壊されている。 （主である建物の概要） 【用途】 事務所・倉庫 【構造】 鉄骨コンクリート造 【建築時期】 昭和 4 4 年 7 月 3 1 日 新築 昭和 5 2 年 4 月 2 8 日 増築、変更 【床面積（現況）】 1 階 1 5 4 . 4 3 m² 2 階 1 3 9 . 7 8 m² 3 階 約 9 0 m²（推定） 【仕様】 屋根：亜鉛メッキ鋼板葺、陸屋根 外壁：タイル貼り、モルタル塗等 内壁：ビニールクロス貼り、ペイントほか 天井：ビニールクロス貼り、石膏ボード貼りほか 床：長尺シート敷、P タイルほか 設備：電気、給排水等
---	--

	(附属建物の概要) 【用途】 事務所 【構造】 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 【建築時期】 平成18年月日不詳新築 【床面積】 54.62㎡ 【仕様】 屋根：亜鉛メッキ鋼板葺 外壁：サイディング 設備：電気、給排水等
法的規制等	主な公法上の規制等 都市計画区分：市街化区域 用途地域：第2種中高層住居専用地域 指定建ぺい率：60% 指定容積率：200% 防火規制：無 その他の規制：景観計画（市街地ゾーン） 屋外広告物条例（第3種地域） 立地適正化計画（居住誘導区域等）
公売その他条件	1 面積は公簿表示によるが、公簿と現況に一部相違がある。 2 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認すること。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、彦根市は担保責任を負わない。 4 彦根市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこと。 5 土地境界については隣接地所有者と協議すること。 6 公売は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により行う。

執行機関名 彦根市
売却区分 2

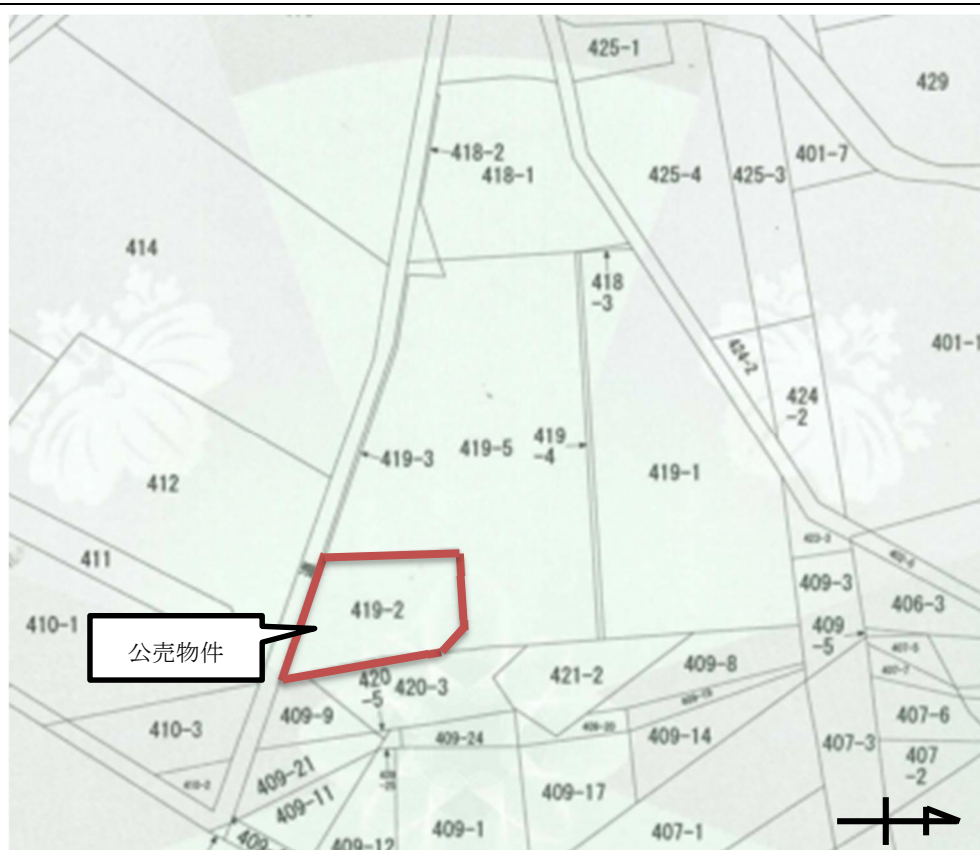
所 在 図



執行機関名 彦根市

売却区分 2

所 在 図



執行機関名 彦根市

売却区分 2

不動産現況写真



公売財産一覧・明細

執行機関名	彦根市
連絡先	債権管理課
所在地	彦根市元町 4－2
電話番号	0 7 4 9－3 0－6 1 0 9

公 売 財 産 一 覧

執行機関名 彦根市

公売 公告 番号	売却 区分	見積価額	公売財産	
		公売保証金	種類	所在地等
2	3	円 1,200,000	土地 建物	(土地の表示) 【所在】彦根市後三条町字東安方 【地番】2 3 9 番 【地目】宅地 【地積】1, 2 7 2. 7 2 m ²
		円 120,000		(主である建物の表示) 【所在】彦根市後三条町字東安方2 3 9 番地 【家屋番号】2 3 9 番 【種類】共同住宅 【構造】鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建 【床面積】1階 4 6 8. 3 6 m ² 2階 4 6 8. 3 6 m ² 3階 4 6 8. 3 6 m ²

公 売 財 産 明 細

執行機関名 彦根市

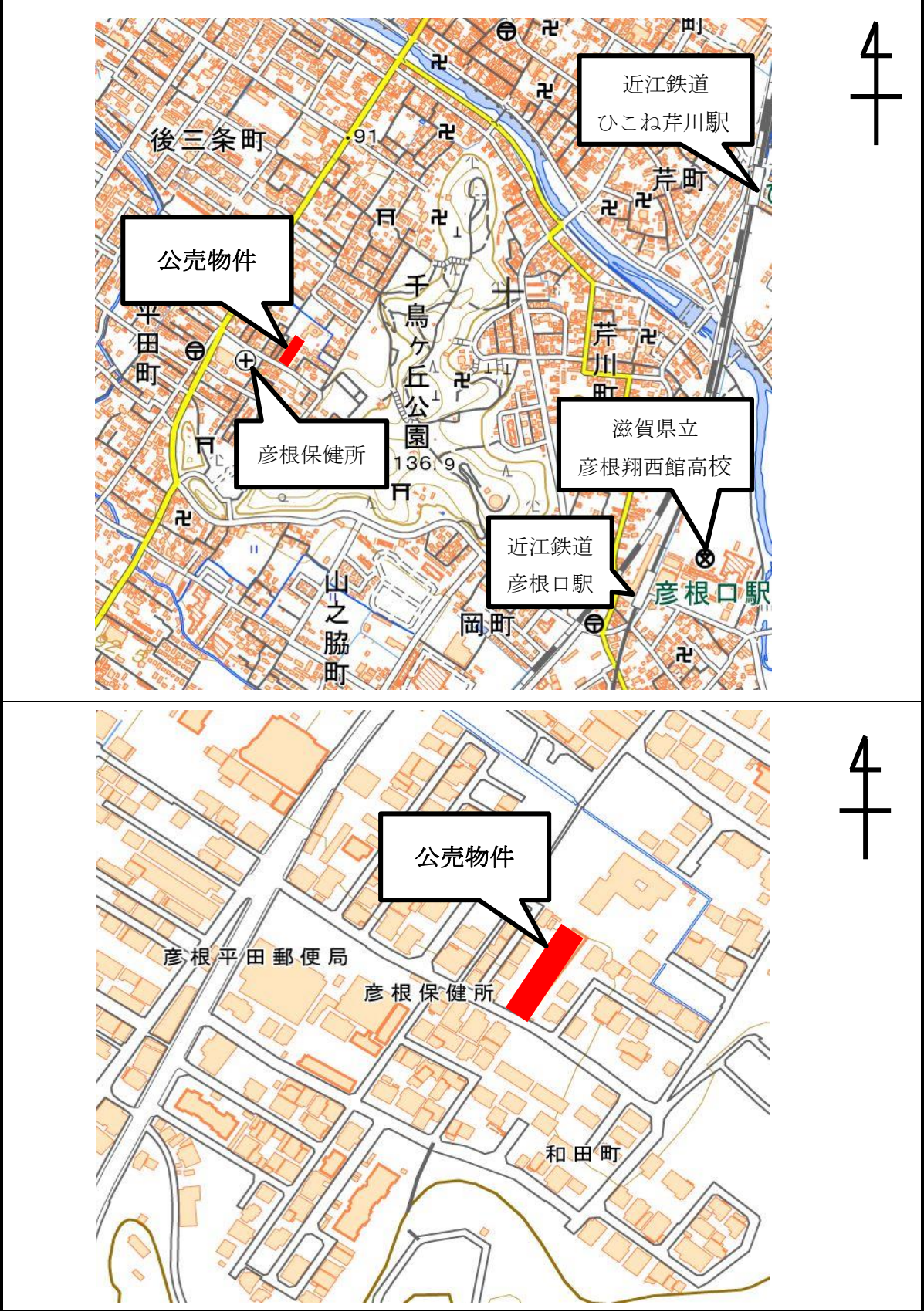
売却区分 3

公 売 財 産 の 概 要	公売財産は、J R南彦根駅の北約1.5km（直線距離）に位置する。 このあたりは、雨壺山北西麓に戸建住宅や共同住宅等が建ち並ぶ既成住宅地域で、その近隣地域は県道神郷彦根線から南東方向に配置された市道後三条和田線沿い、対象地を中心としてその北西側約100m、南東側約90mの範囲の地域である。 4～6m幅の市道後三条和田線に南西側で等高に接面しており、間口約20m（南西側）、奥行約55m、面積1,272.72㎡（公簿）のほぼ長方形地である。 主である建物は各階に8戸、計24戸の賃貸用共同住宅として計画されたものであったが、現状の入居者数や占有状況についての詳細は不明である。 （主である建物の概要） 【構造】鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 【用途】共同住宅 【建築年月日】昭和57年10月新築 【床面積】1階 468.36㎡ 2階 468.36㎡ 3階 468.36㎡ 延べ1,405.08㎡ 【仕様】基礎：鉄筋コンクリート直 屋根：陸屋根 外壁：モルタル吹付仕上げ等 設備概要：電気、給排水、衛生等 （附属構造物） 【種類】プロパン庫・貯水タンク・自転車置場 街灯・舗装等
---------------------------------	---

法 利 的 用 規 状 制 況 等	主な公法上の規制等 都市計画区分：市街化区域 用途地域：第1種住居地域 指定建ぺい率：60% 指定容積率：200% 防火規制：無 その他の規制：景観計画（市街地景観ゾーン） 立地適正化計画（居住誘導区域等）
公 そ 売 の 条 他 件	1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認すること。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、彦根市は担保責任を負わない。 3 彦根市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこと。 4 土地境界については隣接地所有者と協議すること。 5 公売は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により行う。

執行機関名 彦根市
売却区分 3

所 在 図



執行機関名 彦根市

売却区分 3

不動産現況写真

[外観]



[附属構造物]



執行機関名 彦根市

売却区分 3

不動産現況写真



公売財産一覧・明細

執行機関名	滋賀県日野町
連絡先	税務課収納担当
所在地	滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
電話番号	0748-52-6570（税務課直通）
ファクシミリ	0748-52-2043（日野町代表）
電子メール	zeimu@town.shiga-hino.lg.jp

公 売 財 産 一 覧

執行機関名 日野町

公売 公告 番号	売却 区分	見積価額	公売財産	
		公売保証金	種類	所在地等
1 - 1	1	円 7,020,000	土地	所在 蒲生郡日野町大字三十坪字沢台
				地番 1 5 8 番
				地目 雑種地
		円 710,000		地積 9 6 5 . 0 0 m ²
			建物	所在 蒲生郡日野町大字三十坪字沢台
				地番 1 5 9 番
				地目 宅地
				地積 6 9 7 . 0 0 m ²
				所在 蒲生郡日野町大字三十坪字沢台 1 5 9 番
				地
				家屋番号 1 5 9 番
				種類 店舗
				構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
				床面積 1 階 8 6 . 8 0 m ²
				2 階 4 9 . 6 0 m ²

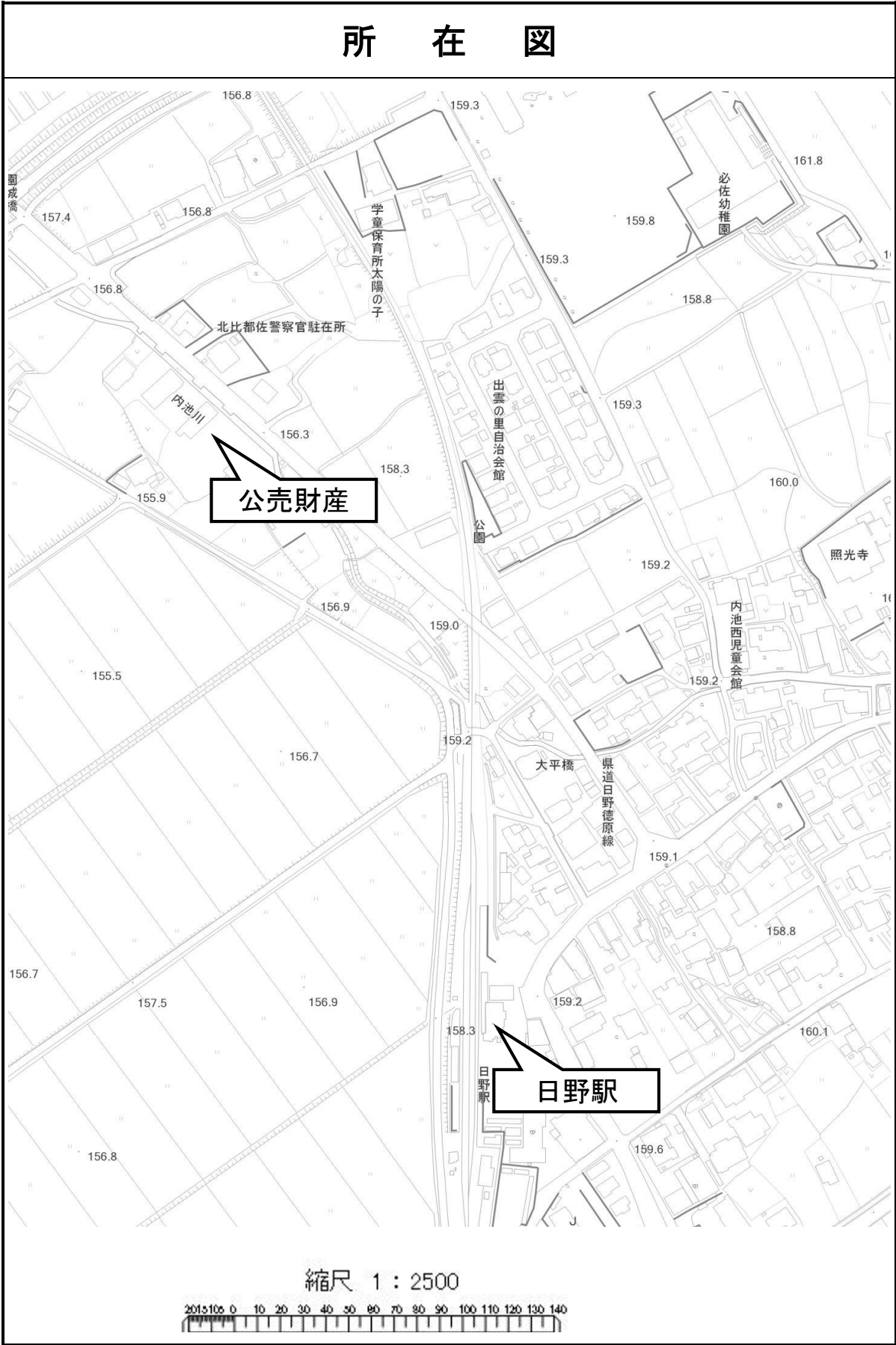
公 売 財 産 明 細

執行機関名 日野町

売却区分 1

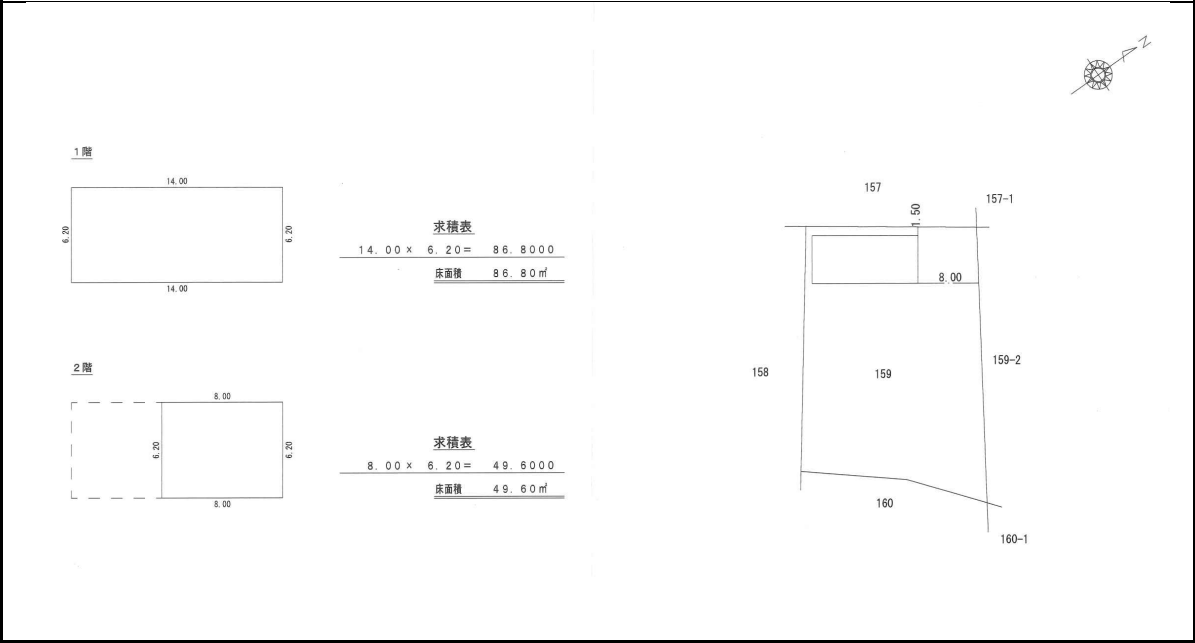
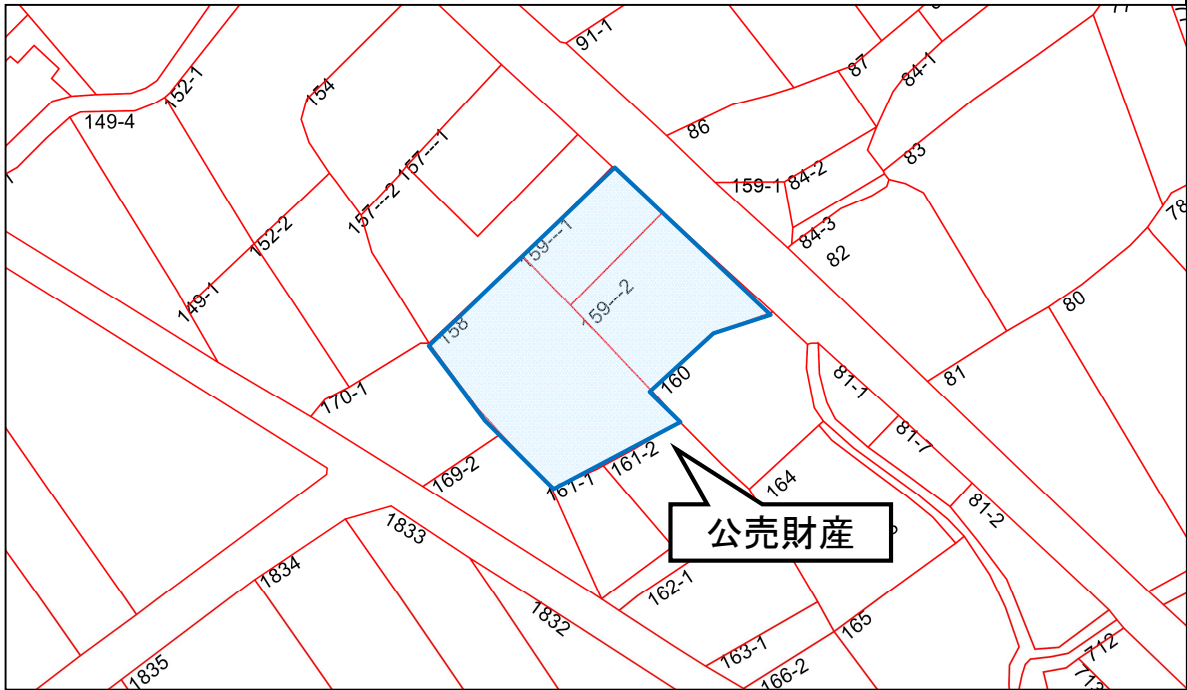
公 売 財 産 の 概 要	公売財産は、近江鉄道本線日野駅の東方へ道路距離約 0.5 km に位置する。最寄のバス停（必佐小前）からの距離は数 m である。必佐小学校へは約 0.2 km、日野町役場へは約 3.4 km である。 公売財産は、北東側が幅員約 8.5 m の舗装道路（県道日野徳原線）に等高に接面する間口約 6 m、奥行約 4.9 m の整形地である。 道路と土地の間に水路があり、土地、建物の出入口は、約 6 m のグレーチングが設置されている箇所のみである。 公売財産の存する地域は、近隣には住宅や店舗等が点在している住宅地域である。
法 利 的 用 規 状 制 況 等	主な公法上の規制等 都市計画区分：市街化調整区域 用途地域：未指定 指定建ぺい率： 70 % 指定容積率： 200 % 防火規制：無 その他の規制：無 その他：下水道（公共下水道）
公 そ 売 の 条 他 件	1. 土地と建物は一括公売とする。 2. 面積は公簿表示による。 3. 境界は隣接地所有者と協議すること。 4. 建物は昭和 58 年に新築されている。 5. 日野町は、建物の引渡義務（鍵の引渡、建物の明渡請求、公売財産内に残置されている動産等の処理等）を負わない。公売財産の買受人において所有者または占有者と協議すること。 6. 公売財産の買受人は、日野町に対して瑕疵担保責任（民法第 570 条）を追求できない。また、公売広告とは異なる現状であっても補償は行わない。

執行機関名 日野町
売却区分 1



執行機関名 日野町
売却区分 1

見 取 図



執行機関名 日野町

売却区分 1

物件周辺写真



執行機関名 日野町

売却区分 1

物件周辺写真

